日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2013. 1. 1

No.13-001

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

2013 年新春

高裁勝訴・解雇撤回支援の取り組みに
今年も参加をお願い致します
カンパ総額 450 万円を原告団へ

2012 年 12 月 6 日のパイロットの東京高等裁裁判所での控訴審第一回口頭弁論に続き、14 日に客室乗務員口頭弁論も行われました。いよいよ東京高裁での審理・弁論が始まりました。

この一年十ヵ月余りのOB乗員の皆さん及び賛同者の取り組み参加でカンパ総額は、460 万円を超える程になり（内 450 万円は原告団へ手渡し済み）、

また裁判傍聴・集会・宣伝活動等に多数のOB乗員が参加しました。原告団からは様々な場で常々お礼と感謝の意を受けております。有り難うございました。

2012年3月29日（客乗は3月30日）の東京地裁判決は、裁判の中で原告団の主張が被告経営を圧倒していたにもかかわらず原告団の請求を棄却するものでした。

しかし、東京地裁裁判官の判決内容を分析すると、
「年齢による解雇」について「運航の安全確保に必要な知識や経験の多寡が年齢と相関関係にある、と認めるだけの根拠はない」と被告会社さえ主張していない内容であったり、
「病欠歴を理由とした解雇」について、ろっ骨を骨折した機長が乗務するといった事例が既に発生しているにもかかわらず「（乗員や産業医が）運航の安全に対する脅威となるような判断を行うといった事態はにわかに想定し難い」とするなど、航空界に在籍した我々からは首を傾げたくなる主張が散見されます。
さらに稲盛会長の証人としての発言「雇用を続けることは経営上不可能ではない」を始め・JAL史上最高の営業利益そして連続する巨額の利益・安全運航上の問題・不当労働行為などことごとく原告主張を合理的な理由なく否定または無視しました。（HP控訴理由書シリーズニュース参照）

この様な判決がまかり通れば、経営者の都合で労働者の解雇を自由にできる社会にしてしまうのではないでしょうか？

航空界だけでなく、あらゆる産業の労働者の雇用や権利に影響するものです。実際、電機・情報産業でもこの機会に大規模なリストラが始まり、労働者がある日突然に働く場を失っています。

この裁判は、雇用の問題であると同時に、運航の安全に直接関わる問題です。
整理解雇直後の1月16日に、運航本部長が社内に「倒産以降繰り返し実施した雇用調整策によって、運航本部に所属する皆さんは心身ともに疲弊し、またお互いの信頼感も揺らいでしまったと感じています」とメッセージを発しています。

2013 年も皆さんの取り組み参加で、
東京高裁での納得のいく十分な審理を

控訴審・高裁の第一回口頭弁論では、山口・内田両原告団長の陳述および弁護団弁護士の陳述が行われました。（HPニュース 78・79 号参照）今後さらなる陳述そして証人の証言・尋問が行われ、十分な審理が行われることを原告団は要求しています。第二回口頭弁論の日取りは決まりましたが、控訴審で原告団が要求する十分な審理が行われるかは今後の取り組みの推移の中ではっきりして来るでしょう。

原告団は、全国キャラバンを更に進めるなどますます活動を広げています。

私たちの支援・参加が原告団の元気につながります。

今年も宜しくお願い申し上げます。

今後の予定

2 月 7 日（木）

控訴審　パイロット 第 2 回口頭弁論

東京高裁 101 号法廷

14:30 ～ （傍聴券抽選 13:40）

3 月 1 日（金）

控訴審　客室乗務員 第 2 回口頭弁論

東京高裁 101 号法廷

14:30 ～ 15:00